

官報 號外

大正八年一月二十四日

金曜日

印刷局

第四十二回 帝國議會 衆議院議事速記録第五號

大正八年一月二十三日(木曜日)午後一時十二分開議

議事日程 第四號 大正八年一月二十三日

午後一時開議

第一 會計検査院法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案(政府提出)第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 戰時利得稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 穀類收用令(承諾ヲ求ムル件)

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(川原茂輔君外十六名提出)

第一讀會

第十二 沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(川原茂輔君外十六名提出)

第一讀會

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ガアリマス

〔原田書記官朗讀〕

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

作業會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

事業公債金特別會計法案

臨時國庫證券法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

教育振興ニ關スル建議案

提出者 樋口 秀雄君 大津淳一郎君

井原 百介君 荒川 五郎君

一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

臺灣總督府ノ鯉漁業取締ニ關スル質問主意書

提出者 唐端清太郎君

一 内閣總理大臣ヨリ左ノ通り發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農商務省所管事務政府委員被仰付

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一 議員席次ノ變更左ノ如シ

二七二 井原 百介君 三四九 小山 東助君

三六二 河野 正義君

一 常任委員補關選舉ノ結果左ノ如シ

第二部 豫算委員 望月小太郎君(尾崎行雄君補關)

第四部 豫算委員 下岡 忠治君(坂口仁一郎君補關)

請願委員 小池 仁郎君(平島松尾君補關)

第六部 決算委員 赤木 龜一君(今井嘉幸君補關)

○議長(大岡育造君) 會議ヲ開キマス、御諮リ申ス事ガアリマス、曰井哲夫君ヨリ病氣ニ付、昨二十二日ヨリ向フ二週間請暇ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ナレバ許可致シマス、第七部選出決算委員中川隣之輔君常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ナレバ許可スルニ決シマス、而シテ速ニ其部ニ於テ補缺選舉ヲ行ウテ、御届出アラントラ希望致シマス、日程第一、會計検査院法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——馬場政府委員

第一 會計検査院法中改正法律案(政府提出)

會計検査院法中左ノ通改正ス

第二條中「副検査官專任十四員」ヲ「副検査官專任十七員」ニ改ム

附則 本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員馬場鉄一君登壇〕

○政府委員(馬場鉄一君) 總理大臣並ニ法制局長官差支ガゴザイマシテ、出席ヲ致シ兼ネマスノデ、私ヨリ本案ノ提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、御承知ノ如ク歲計ノ年々膨脹シマスルニ伴ヒマシテ、會計検査ノ事務ハ一層繁劇ヲ加ヘテ參ルノデアリマス、隨テ其事務ヲ整理致シマスルト共ニ、會計検査事務ノ一層周到ヲ期スル爲メニ、副検査官ヲ三名増員セントスルノデアリマス、是ハ至極簡單ナ法律デモゴザイマスカラ、速ニ御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 質問ハゴザイマセヌカ——日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ提議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

官報號外

大正八年一月二十四日

(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第五號

議長ノ報告、議員請暇ノ件、常任委員辭任ノ件、會計検査院法中改正法律案第一讀會付託委員ノ選舉

五五

○議長(大岡育造君) 異議ナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ決シマス—日程第三、第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス—牛塚政府委員

第三 第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫ハ百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限リ之ヲ道府縣ニ交付ス
前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

〔政府委員牛塚虎太郎君登壇〕

○政府委員(牛塚虎太郎君) 本案ニ付キマシテ、私ヨリ便宜代テ簡單ニ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス、明治三十五年ノ法律第四十九號ニ依リマスト、國勢調査ニ要スル費用ハ、國庫ト地方ト兩方分擔ト云フコトニ趣意カ定テ居ルノデアリマス、然ルニ第一回ノ國勢調査ニ限リマシテ、市町村ニ負擔ヲセシムルノハ、時節柄宜シクタイト云フコトヲ考ヘマシテ、第一回國勢調査ニ限リマシテ、全國一萬二千有餘ノ市町村ヲ要スル經費ヲ、全部之ヲ國庫カラ支出スル必要ヲ認メマシテ、爰ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、案其物ハ至極簡單デアリマス、ドウゾ相當御審議ノ上御協賛アラシコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案ハ委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第五、戰時

利得稅法中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス—高橋大藏大臣

第五 戰時利得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

戰時利得稅法中改正法律案

戰時利得稅法中左ノ通改正ス
附則第二項ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ニ於テ終了スル最後ノ事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス但シ法人ニシテ大正八年一月一日ノ現況ニ於テ事業年度ノ期間ノ定ナキモノ及大正八年一月一日以後事業年度ノ期間ニ變更アリタルモノニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ説明ヲ致シマス、現行戰時利得稅法中法人ニ對スル課稅期間ニ關シテ、法人ノ事業年度分限リ末ト一致スルモノト、一致セザルモノトノ間ニ於ケル、課稅ノ權衡ヲ計ルノ必要アルヲ認メマシテ、本案ヲ提出致シタル次第デアリマス、何卒審議ノ上御協賛アラシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 日程第六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案ハ委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ハ、議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定致シマス、日程第七、大正七年勅令三百七十三號承諾ヲ求ムルノ件ヲ議題ト致シマス—高橋大藏大臣

第七、大正七年勅令三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)

大正七年勅令三百七十三號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ米及粉ノ輸入稅ノ低減又ハ免除ニ關スル事件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年十月三十日

內閣總理大臣兼司法大臣

海軍大臣

外務大臣

陸軍大臣

農商務大臣

內務大臣

文部大臣

逓信大臣

原 敬

加藤友三郎

子爵內田 康哉

男爵高橋 是清

田中 義一

山本 達雄

床次竹二郎

中橋徳五郎

野田卯太郎

勅令第三百七十三號

政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米及粉ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、昨年夏以來米價ガ著シク騰貴致シマシテ、國民生活上不安ヲ感ズルヤウニナリマシタ、其調節ノ必要上、外米ノ輸入稅ヲ撤廢シテ、其外米ノ輸入稅ハスルヤウニ致サンガ爲メニ、憲法第八條第一項ニ依リマシテ、此緊急勅令ハ公布セラレタノデゴザイマス、而シテ將來尙ホ本令ノ效力ヲ存續セシムルノ必要ガゴザイマス、憲法第八條ノ第二項ノ規定ニ從ヒマシテ、帝國議會ノ承諾ヲ求ムル爲メニ、茲ニ之ヲ提出致シタノデゴザイマス、御審議ノ上御協賛ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第八、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○岩崎勳君 本案ハ委員ノ數ハ特ニ十八名トシ、議長ニ於テ指名セラレシコトヲ望ミマス
○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ本案ヲ付託スベキ委員ハ十八名トシ、議長指名ニ決シマシタ、日程第九、穀類收用令承諾ヲ求ムル件ヲ議題ト致シマス——山本農商務大臣

第九 穀類收用令(承諾ヲ求ムル件)

穀類收用令
朕穀類ノ需給ヲ調節シテ穀價ノ暴騰ニ因ル國民生活ノ困苦ヲ救済スルノ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ穀類收用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年八月十六日

内閣總理大臣 伯爵寺内 正毅
外務大臣 男爵後藤 新平
海軍大臣 加藤友三郎
陸軍大臣 大島 健一
司法大臣 法學博士松室 致
文部大臣 岡田 良平
逓信大臣 男爵田 健治郎
農商務大臣 仲小路 廉
大藏大臣 勝田 主計
内務大臣 法學博士水野鍊太郎

勅令第三百二十四號

穀類收用令

第一條 農商務大臣ハ國民ノ生活上緊要ナル場合ニ於テハ補償金額ヲ定メ米雜穀ヲ收用シ又ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ收用セシムルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ收用シ又ハ收用セシメタル米雜穀ハ農商務大臣價格ヲ定メ之ヲ賣却シ又ハ賣却セシムルコトヲ得農商務大臣ノ買入レ又ハ買入レシメタルモノニ付亦同シ

第三條 第一條ノ補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用ノ日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ出訴ハ米雜穀ノ收用ヲ停止セス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ收用ヲ拒ミタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 第二條ノ規定ニ違反シ農商務大臣ノ定メタル價格ヲ超エテ米雜穀ヲ賣却シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ價格ヲ超エタル部分ノ金額ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ之ヲ追徴ス

第六條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ農商務大臣之ヲ定ム

本令中農商務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今議題トナリマシタル穀物收用令ハ、昨大正七年ノ八月ニ於キマシテ、米價ガ暴騰ヲ致シ、需要供給ニ於テ大ニ鈞合ヲ失シテ居リマシタルコトデ不安ノ念ガ生ジマシテ、御承知ノ昨年ノ暴動ノ後デゴザイマシテ、ソコニ至リマシテ緊急勅令ヲ以テ發布セラレマシテ、其後今日ニ至リマシテモ、御承知ノ米穀ノ狀態デゴザイマシタル故ニ、此後ニ於キマシテモ、之ヲ適用スルノ必要ガナイトモ知レヌヤウナ狀態デゴザイマシタルカラシテ、今後ニ於テモ效力ヲ持タセタイト思ヒマス、故ニ當議會ニ提出シテ次第デゴザイマス、ドウカ御承諾アランコトヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第十、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 本案ハ日程第七、大正七年勅令第三百七十三號承諾ヲ求ムル件ト同一ノ委員ニ、併せて付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ岩崎君ノ動議ノ通りニ決シマシタ、日程第十一、第十二ノ議案ハ同種ノ關聯セル議案ナルヲ以テ、一括議題トスルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ一括議題ト致シマス——提出者川原茂輔君

第十一 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ期限内ニ願出テサルモノニシテ同法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正八年十二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受ケルコトヲ得ス

第二條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二 沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高二對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足

アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分
法ヲ準用シ同法ニ依リ發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ
給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日
ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ
經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分
ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月
以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔川原茂輔君登壇〕

○川原茂輔君 諸君、家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
外一件ハ、本院ニ提出致シマスルコトモ、實ニ數回ノ多キ
ニ及ンデ居ルノデアリマス、而シテ何時モ本院ハ一人ノ異
議者ナクシテ通過シ、政府ノ反對ニ依リ、貴族院ハ遂ニ握
潰シノ不幸ニ陥テ居リマスルガ、其政府ガ反對セラル、所
ノ理由ハ色々アリマスケレドモ、其中ニ此法案ガ此儘行ハ
レル時ニ於テハ、明治三十年法律五十號ニ依テ處分ヲセ
ラレ、共同ジモノガ再び又此法案ニ於テ願出デ、手數ヲ煩
スト云フコトハ、甚ダ取扱上ニ困難デアルト云フコトノ一
項ガ、主ナル反對ノ理由デアリマス、ソレデ私共ハ本案ヲ出
シマス當初ヨリ、即チ三十年ノ法律五十號ニ依テ願出遲
レシモノニ對シテ、特ニ今回限リ期間ヲ定メテ、今一回救
濟シヤウト云フノ趣意ニ外ナラヌノデアリマス、ソコデ此法
案ノ書方ニ付テノ異論デアリマスカラ、本年提出致シマシ
タモノハ、明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法、
此所ノ「第四條ノ期限内ニ願出サルモノニシテ同法」下此十
九字ヲ入レタノデアリマス、サウシマスト例年説明ヲシマ
スル通り、三十年法律五十號ニ依テ願出ベキ權利ヲ失ッ
タ者ニ對シテ、救濟スルト云フ意義ガ明瞭ニナルノデアリマ
スカラ、相變ラズ滿場一致ノ御賛成ヲ得タイト思フノデア
リマス、沒祿處分ヲ受ケタル者ニ關スル問題ハ、前年出シ
マシタノハ、一、二、三、四條デアリマスガ、其第四條ハ即チ
懸案ノモノガアリマシタ故ニ、此四條ヲ入レテ置キマシタノ
ガ、是ガ又却テ政府ノ反對ノ因ヲ爲シマシタカラ、即チ四
條ハ之ヲ削除シタノデアリマス、四條ヲ削除シ、ソレカラ家
祿賞典祿ノ方ニ於テハ、右申上ゲルヤウニ法案ノ意義ヲ明
瞭ニ致シマシタカラ、之ヲ提出スル所ノ理由ハ、數回此演

壇ニ於テ諸君ノ御耳ニ徹シテ居ルコト、信ジマスル、大體
ハ申上ゲマセヌカラ、此本案ノ意義ヲ明瞭ニシ、相變ラズ
滿場一致ノ御賛成ヲ得マシテ、本年ハ貴族院モ必ズヤ同
意セラレンコトヲ切ニ希望致シマス、斯ノ如キモノガ永ク懸
案トナラデ、年々歳々各藩ノ士族ガ東京ニ集テ運動ヲスル
ナド、云フコトハ、是ハ決シテ好イ事デアアリマセヌ、斯ウ云
フモノハサツサト片付ケテシマツテ、民意ノ存スル所ニ從ッテ
造ラレル内閣デアレバ、本年ハ多分御賛成セラレルモノト
信ジマス、ドウカ宜シク御願シマス(拍手スル者アリ)

○岩崎勳君 兩案ヲ一括シ、議長指名ヲ以テ九名ノ委
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセ
ヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ兩案ヲ一括シ、
議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ決シマス——是ニテ他ニ
ハ日程モアリマセヌニ依リ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次
回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

午後一時三十一分散會